

保護者 各位

感染症による出席停止について(医師による証明が必要な感染症)

那覇市立首里中学校

医師の診察により下表の疾病と診断された場合は、学校保健安全法により、他の生徒に感染させるおそれなくなるまで出席停止となります。(欠席にはなりません)
症状が治まり、医師から登校の許可が出ましたら、この用紙に証明していただき、学校へ提出してください。

		病 名
学校において 予防すべき 感染症	第1種	エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他
	第2種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎
	第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、パラチフス

※ 各疾患の登校の目安に関しては、裏面参照のこと

登校許可証明書

年 組

児童・生徒 氏名

病名

診断年月日 年 月 日

上記の病気は、他の児童・生徒にうつるおそれがないと認められますので、

月 日より登校してもさしつかえないものと認めます。

受診の際に、療養に必要な日数を確認できた場合は、保護者にて記載してかまいません。
※その際は、受診が証明できる書類(領収書、処方箋のコピー等)を添付してください。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名